

平成25年改正 独占禁止法

平成27年3月
公正取引委員会事務総局

資料目次

- 資料1：改正独占禁止法の概要
- 資料2：審判制度の見直しに関する
これまでの経緯
- 資料3：改正前後の手続の比較
- 資料4：意見聴取規則
- 資料5：独占禁止法審査手続についての
懇談会報告書（概要）

- 公正取引委員会が行う審判制度を廃止し、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査については、抗告訴訟として東京地方裁判所において審理することとする。
- 公正取引委員会が行政処分(排除措置命令等)を行う際の処分前手続として、公正取引委員会が指定する職員が主宰する意見聴取手続、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。

第1 審判制度の廃止・排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

(1) 審判制度の廃止

- ① 公正取引委員会が行う審判制度を廃止する。(改正前の第52条から第68条までほかを廃止)
- ② 実質的証拠法則^(注)を廃止する。(改正前の第80条を廃止)
(注) 公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する旨の規定
- ③ 新証拠提出制限^(注)を廃止する。(改正前の第81条を廃止)
(注) 公正取引委員会が審判手続において正当な理由なく当該証拠を採用しなかった場合等に限り、被処分者は裁判所に対して新たな証拠の申出をすることができる旨の規定

(2) 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

- ① 第一審機能を地方裁判所に(改正法の第85条)
審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に対する不服審査(抗告訴訟)については、その第一審機能を地方裁判所に委ねる。
- ② 裁判所における専門性の確保(東京地裁への管轄集中)(改正法の第85条)
独占禁止法違反事件は、複雑な経済事案を対象とし、法律と経済の融合した分野における専門性の高いものであるという特色があることを踏まえ、公正取引委員会の行政処分(排除措置命令等)に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とし、判断の合一性を確保するとともに裁判所における専門的知見の蓄積を図る。
- ③ 裁判所における慎重な審理の確保(改正法第86条、第87条)
ア 東京地方裁判所(第一審)においては、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、3人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行う。また、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこともできる。
(注) 地方裁判所においては、単独の裁判官により審理及び裁判が行われることが原則。
イ 東京高等裁判所(控訴審)においては、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うことができる。
(注) 高等裁判所においては、3人の裁判官の合議体により審理及び裁判が行われることが原則。

第2 排除措置命令等に係る意見聴取手続の整備

(1) 指定職員が主宰する意見聴取手続の制度を整備(改正法第49条以下)

- ① 意見聴取手続の主宰者(改正法第53条)
意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員(指定職員)が主宰する。
- ② 審査官等による説明(改正法第54条第1項)
指定職員は、審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員に、予定される排除措置命令の内容等(予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠)を、意見聴取の期日に出頭した当事者(排除措置命令の名宛人となるべき者)に対して説明させなければならない。
- ③ 代理人の選任(改正法第51条)
当事者は、意見聴取手続に当たり、代理人を選任することができる。
- ④ 意見聴取の期日における意見陳述、審査官等に対する質問(改正法第54条第2項)
当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対して質問を発することができる(当事者は、期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠を提出することもできる。)

⑤ 指定職員による調査・報告書の作成（改正法第58条, 第60条）

指定職員は、意見聴取の期日における当事者の意見陳述等の経過を記載した調査書、当該意見聴取に係る事件の論点を整理して記載した報告書を作成し、公正取引委員会に提出することとする。公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、指定職員から提出された調査書及び報告書を十分に参酌しなければならない。

(2) 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写（改正法第52条）

① 閲覧

当事者は、意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間、意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができる。

② 謄写

当事者は、閲覧の対象となる証拠のうち、自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については、謄写を求めることができる。

(3) 課徴金納付命令・競争回復措置命令についての準用（改正法第62条第4項, 第64条第4項）

排除措置命令に係る前記(1)及び(2)の手続は、課徴金納付命令及び独占的状态に係る競争回復措置命令について準用する。

第3 附則

○ 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（→施行日政令に基づき、平成27年4月1日から施行）

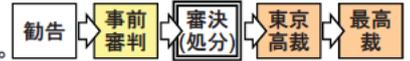
○ 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

審判制度の見直しに関するこれまでの経緯

資料2

○平成17年改正前の審判制度

- ・処分を行う前に審判手続を経て、審決により処分を行う**事前審査型審判制度**を採用
違反被疑事業者に対して勧告を行い、応諾した場合に勧告審決、不応諾の場合に審判開始決定を行う。



平成17年4月

○平成17年独占禁止法改正法成立

- ・事前審査型審判制度を改め、処分後に審判を行う**不服審査型審判制度**を採用
事業者意見述べる機会を与えた上で命令を行い、不服があれば事後的に審判で争う手続となった。



・附則第13条:

「政府は、この法律の施行後二年以内に、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、**審判手続の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**」

平成17年7月～19年6月

○独占禁止法基本問題懇談会開催

- ・平成17年改正法附則第13条の見直し規定に鑑みて開催された内閣官房長官の懇談会(座長:塩野宏東京大学名誉教授)

○独占禁止法基本問題懇談会報告書公表

- ・当面は不服審査型審判方式を維持することが適当
- ・一定の条件が整った段階で、**事前審査型審判方式を改めて採用することが適当**

平成20年3月

○独占禁止法等改正法案を第169回国会に提出 ※平成20年12月審査未了により廃案

・附則第19条:

「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、**全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**」

平成21年6月

○平成21年独占禁止法改正法成立(平成21年6月10日法律第51号)

・附則第20条第1項:

「政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、**全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**」

・衆議院経済産業委員会(平成21年4月24日)及び参議院経済産業委員会(同年6月2日)における附帯決議:

- 「一 審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、**現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。**
- 二 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の選任・立会い・供述調書の写しの交付等について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。」

平成22年3月

○独占禁止法改正法案(平成22年改正法案)を第174回国会に提出 ※平成24年11月審査未了により廃案

・審判制度の廃止

公正取引委員会が行う**審判制度を廃止**し、処分(排除措置命令等)に対する不服審査については、抗告訴訟として東京地裁において審理することとする。



・排除措置命令等に係る意見聴取手続の整備

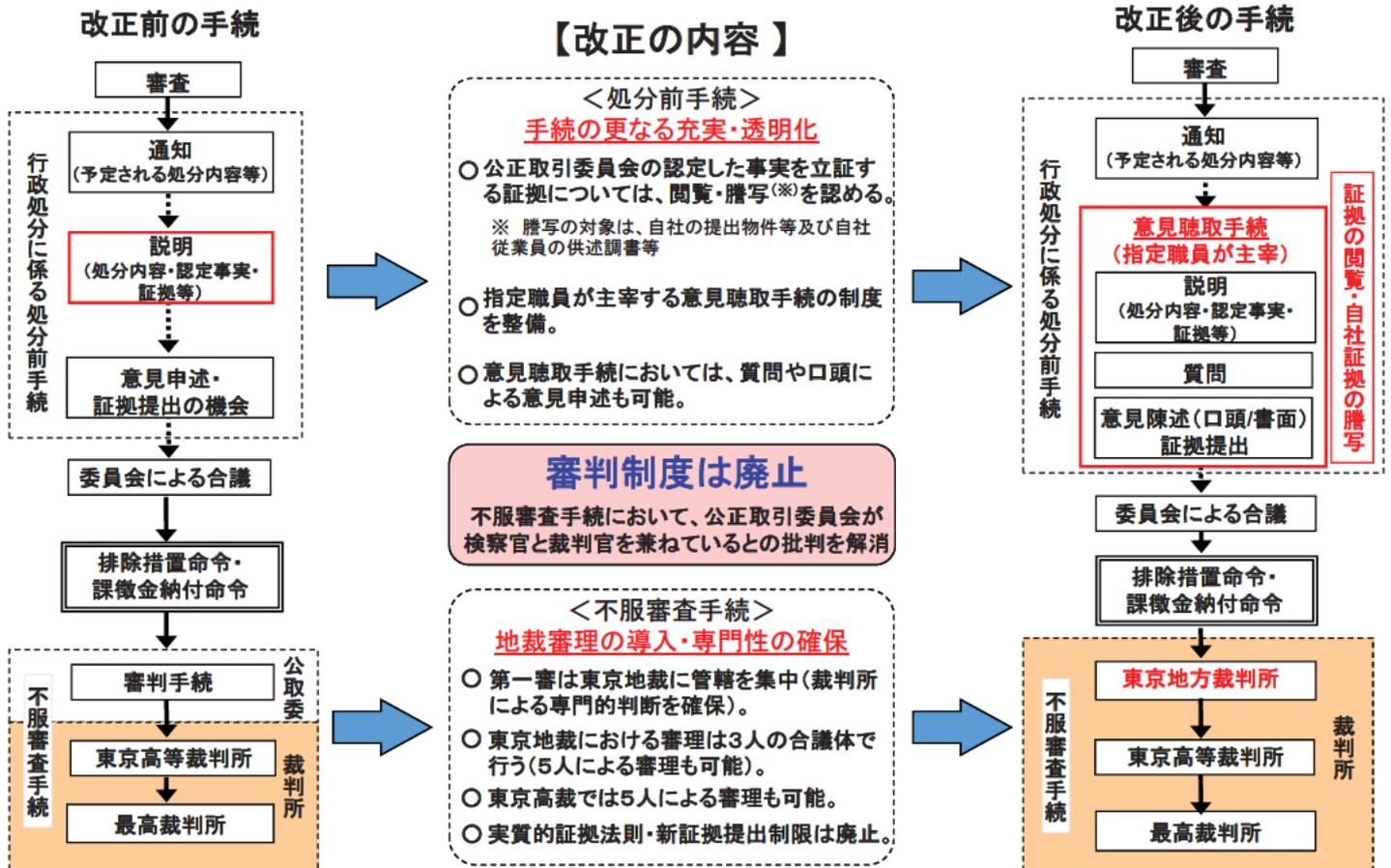
処分前手続の一層の充実の観点から、行政手続法上の聴聞手続における手続保障の水準を基本とした意見聴取手続を行うこととする。

平成25年5月

○独占禁止法改正法案を第183回国会に提出 → 平成25年独占禁止法改正法成立(平成25年12月13日法律第100号)

- ・技術的修正が行われたほかは平成22年改正法案と同じ内容

改正前後の手続の比較



◆ 趣旨

審判制度の廃止に伴い、従来は審決において示していた公正取引委員会による最終的な判断が排除措置命令において示されることとなるため、改正前の排除措置命令に係る処分前手続の更なる充実を図る必要があるとの観点から整備

◆ 公正取引委員会の意見聴取に関する規則の概要

平成25年改正法により導入された意見聴取、及び公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧・謄写に係る手続を定めた規則

■ 総則(規1～8)

➤ 規則の趣旨、期間の計算、文書の作成方法等、意見聴取規則全般にわたって適用される事項を規定。具体的な手続の内容に係る規定は規則第9条以下

- 意見聴取の通知事項・通知方法(規9)
- 意見聴取の期日等の変更(規10)
- 代理人の資格の証明方法、資格喪失時の届出(規11)
- 証拠の閲覧・謄写の手続(規12・13)
- 意見聴取官の指定手続、事務補助者(規14・15)
- 意見の陳述・質問・書面等の提出(規16～19)
- 意見聴取調書・意見聴取報告書の記載事項、閲覧手続(規20～22)
- 課徴金納付命令等についての準用(規23～25)

意見聴取の通知事項・通知方法

公正取引委員会は、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間において、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を書面により通知しなければならない(法50①)

◆ 意見聴取通知書の記載事項(規9)

- 事件名
- 予定される排除措置命令の内容
- 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の標目

➤ 意見聴取の通知を受けた者が証拠の閲覧・謄写を申請する際の便宜を図る趣旨によるもの
➤ 実務上は、意見聴取通知書に「証拠品目録」を添付

- 意見聴取の期日・場所
- 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称・所在地等

➤ 意見聴取手続に関する連絡・照会先として、「意見聴取手続室」を設置

◆ 意見聴取の通知の方法(規9)

- 意見聴取の通知の方法・・・意見聴取通知書の送達による

期日の変更・代理人

◆ 意見聴取の期日等の変更(規10)

- 当事者は、やむを得ない理由がある場合には、意見聴取官に対し書面で意見聴取の期日・場所の変更を申し出ることができる(規10①)

➢ 「やむを得ない理由がある場合」…災害、病気等の理由により期日への出頭に差し支えが生じた場合など

- 意見聴取官は、上記の申出・職権により期日・場所を変更できる(規10③)
- 意見聴取官は、意見聴取の期日・場所を変更したときは、速やかに、書面でその旨を当事者に通知しなければならない(規10④)

◆ 代理人

当事者は、代理人を選任することができる(法51①)

代理人は、各自、当事者のために、意見聴取に関する一切の行為をすることができる(法51②)

- 代理人の資格は書面で証明しなければならない(規11①)

➢ 代理人の資格を証明する書面の例…委任状

- 代理人がその資格を失ったときは当事者が速やかに書面でその旨を公正取引委員会に届け出なければならない(規11②)

証拠の閲覧・謄写の手続(1)

当事者は、意見聴取の通知があったときから意見聴取が終結するまでの間、証拠の閲覧・謄写を求めることができる(法52①前段)

- ◆ 閲覧対象…「意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠」
- ◆ 謄写対象…閲覧対象の証拠のうち「当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものととして公正取引委員会規則で定めるもの」

公正取引委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧・謄写を拒むことができない(法52①後段)

◆ 証拠の閲覧・謄写の申請(規12①・13②)

- 証拠の閲覧・謄写の求めは、様式第1号を公正取引委員会に提出して行う

➢ 様式第1号にある「本申請書による証拠の閲覧・謄写の目的は、意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備のためであり、その他の目的のために利用はいたしません」とする誓約文…例えば、当事者が、閲覧・謄写した自社従業員の供述調書の内容をもって当該従業員に対して懲戒等の不利益取扱いを行うことは、「その他の目的」に当たる

◆ 証拠の閲覧・謄写の方法の指定(規12②・13②)

- 公正取引委員会は、証拠の閲覧・謄写の方法について指定することができる

➢ 謄写の方法については、複写機を用いる方法のほか、証拠を電子化したファイルをDVD等の電磁的記録媒体に記録し、当該電磁的記録媒体を当事者に貸与する方法も検討

証拠の閲覧・謄写の手続(2)

公正取引委員会は、証拠の閲覧・謄写について日時・場所を指定することができる(法52③)

- 証拠の閲覧・謄写について日時等を指定したときは、速やかに当事者にその旨を通知しなければならない(規12③前段・13②)
- 公正取引委員会が証拠の閲覧・謄写の日時等を指定する際は、当事者による意見陳述等の準備を妨げることがないよう配慮するものとする(規12③後段・13②)

➢ 実務上、証拠の閲覧・謄写の日時等を指定する際は、公正取引委員会は、当事者から示された希望日時を踏まえつつ日時を指定し、意見聴取の期日の直前とならないようにするなど配慮することとなるものと考えられる

◆ 謄写を求めることができる証拠の範囲(規13①)

- 「当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるもの」
 - ✓ 留置物件及び任意提出物件(1号)
 - ✓ 領置物件及び差押物件(2号)
 - ✓ 審尋調書及び供述調書(3号)
 - ✓ 質問調書(4号)

意見聴取官・事務補助者

◆ 意見聴取官

意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定する意見聴取官が主宰(法53①)

- 意見聴取官の指定は、意見聴取の通知の時までに行う(規14①)
- 意見聴取官を指定したときは、氏名を当事者に通知しなければならない(規14④)

➢ 法第53条第1項の「事件ごとに指定するその職員」(=「指定職員」)は、意見聴取官と呼称

意見聴取に係る事件について審査官の職務を行ったことのある職員その他の当該事件の調査に関する事務に従事したことのある職員を意見聴取官として指定することができない(法53②)

- 企業結合事案について排除措置命令をしようとする場合は、意見聴取に係る事件に係る報告書等の受理に関する事務等に従事したことのある職員も、意見聴取官として指定することができない(規14③)

◆ 事務補助者

- 公正取引委員会は、その職員に意見聴取官の事務の補助を行わせることができる(規15①)
- 事務補助者についても、意見聴取官と同様の除斥規定(規15②)

意見の陳述・質問・書面等の提出(1)

当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができる(法54②)

◆ 期日に先立つ書面等の提出(規16)

- 意見聴取官は、必要があると認めるときは、意見聴取の期日に先立ち、当事者に対し、①期日に陳述しようとする事項を記載した書面、②提出しようとする証拠、③審査官等に対し質問しようとする事項を記載した書面、の提出を求めることができる

- 意見聴取の期日前に、書面等の提出を受けることにより、意見聴取官の事前準備を充実させ、当事者の適切な意見陳述を促すなど、意見聴取手続を迅速・効率的に進行できることとなり、ひいては当事者の防御権の行使に資する
- 仮に当事者が指定職員の求めに応じることなく書面の提出がなかったとしても、期日当日における意見陳述等が制限されるものではない
- 期日に先立ち書面を提出した上で、期日においては、「提出した書面のとおり陳述する」旨を述べることも可能

◆ 意見聴取の期日における意見陳述等の制限及び秩序維持(規17)

- 意見聴取官は、期日に出頭した者が事件の範囲を超えて意見陳述等するときその他意見聴取の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その意見陳述等を制限することができる(規17①)
- 意見聴取官は、期日における秩序を維持するため、意見聴取の進行を妨害等する者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる(規17②)

意見の陳述・質問・書面等の提出(2)

当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる(法55)

◆ 証拠の提出方法(規18)

- 証拠の提出(法54②・55)は、当事者の氏名・名称、住所・所在地、事件名、証拠の標目、証明すべき事項を記載した書面を添付して行う(規18前段)
- 供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない(規18後段)

- 当事者からの「提出」が予定されているのは物証
- そのため、人証に代わるものとして証人等による供述を証拠として提出する場合は、供述者が署名押印した文書を提出する方法により行わなければならない旨を規則第18条後段に規定

◆ 出頭に代わる陳述書の記載事項(規19)

- 陳述書の提出(法55)については、当事者の氏名・名称、住所・所在地、事件名、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用についての意見を記載した書面により行う

- 当事者が、意見聴取に係る排除措置命令等に対して特段の意見を述べる必要がないと考える場合、法第55条の規定により、期日への出頭に代えて、その旨(「特に意見はない」旨)を記載した陳述書を提出することでも足りる

意見聴取調書・意見聴取報告書(1)

意見聴取官は、期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書(意見聴取調書)を作成し、その調書において、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない(法58①)

意見聴取官は、意見聴取の終結後速やかに、事件の論点を整理し、その論点を記載した報告書(意見聴取報告書)を作成し、意見聴取調書とともに公正取引委員会に提出しなければならない(法58④)

◆ 記載事項

- 意見聴取調書の記載事項として、事件名、当事者の氏名・名称、意見聴取の期日・場所等を規定(規20①)
- 意見聴取報告書の記載事項として、事件名、当事者の氏名・名称、意見聴取に係る事件の論点を規定(規20④)

◆ 添付

意見聴取調書には、提出された証拠(法第55条の規定により陳述書・証拠が提出されたときは、提出された陳述書・証拠)を添付しなければならない(法58③)

- 意見聴取調書には、期日に先立ち書面が提出されたときは、その書面を添付しなければならない(規20②)

➤ 当事者が自らの陳述内容を記載した書面等を期日に先立ち提出した場合、その書面等を意見聴取調書に添付しなければならない旨を定めたことにより、当事者の意見はより確実・正確な形で公正取引委員会に報告され、参酌されることとなる

意見聴取調書・意見聴取報告書(2)

当事者は、意見聴取調書・意見聴取報告書の閲覧を求めることができる(法58⑤)

◆ 意見聴取調書・意見聴取報告書の作成の通知(規21)

- 意見聴取官は、意見聴取調書・意見聴取報告書を作成したときは、その旨を当事者に通知する(規21①)
- 意見聴取官は、上記の通知をするときは、意見聴取調書・意見聴取報告書の閲覧を求めることができる旨を教示する(規21②)

◆ 意見聴取調書・意見聴取報告書の閲覧の手続(規22)

- 意見聴取調書・意見聴取報告書による閲覧の求めは、様式第2号による書面を、意見聴取の終結前には意見聴取官に、意見聴取の終結後には公正取引委員会に提出して行うものとする(規22①)
- 意見聴取官・公正取引委員会は、当事者から上記の求めがあった場合において、閲覧について日時・場所・方法を指定したときは、速やかに、その旨を通知しなければならない(規22②)

➤ 意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧は、通常、公正取引委員会の事務所等において、公正取引委員会の職員立会いの下で閲覧に供する方法により行われることとなるものと考えられる

意見聴取手続の流れ(イメージ)

意見聴取の通知

【法第50条, 規則第9条】

主な通知事項

① 予定される排除措置命令の内容, ② 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用, ③ 意見聴取の期日及び場所, ④ 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の標目

※ 法: 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
規則: 公正取引委員会の意見聴取に関する規則(平成27年公正取引委員会規則第1号)

2週間から
1か月程度

意見聴取官の氏名の通知【規則第14条】

公正取引委員会は、意見聴取を主宰する職員（意見聴取官）を指定したときは、氏名を通知しなければならない。

証拠の閲覧・謄写【法第52条, 規則第12条・第13条】

当事者は、証拠の標目に記載されている証拠について、閲覧又は謄写を求めることができる。

期日に先立つ書面等の提出【規則第16条】

意見聴取官は、当事者に対し、行う予定の質問、陳述する予定の意見及び証拠の提出を求めることができる。

期日(第1回)

【法第54条】

- ・ 排除措置命令書の内容, 主要な証拠についての審査官等からの説明
- ・ 当事者が意見聴取官の許可を得て質問
- ・ 当事者からの意見陳述, 証拠提出

※意見聴取官が続行する必要があると認めるとき

2週間から
1か月程度

意見聴取調書の作成, 通知【法第58条, 規則第21条】

意見聴取官は、期日の経過を記載した意見聴取調書を作成し、その閲覧が可能である旨を通知する。

意見聴取調書の閲覧【法第58条, 規則第22条】

当事者は、意見聴取調書の閲覧を求めることができる。

期日に先立つ書面等の提出【規則第16条】

期日(第2回 最終)

【法第54条】

- ・ 当事者からの意見陳述, 証拠提出等

意見聴取調書及び意見聴取報告書の作成, 通知【法第58条, 規則第21条】

意見聴取官は、意見聴取に係る事件の論点を記載した意見聴取報告書を作成し、意見聴取報告書についても閲覧が可能である旨を通知する。

意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧【法第58条, 規則第22条】

当事者は、意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧を求めることができる。

排除措置命令

【法第60条】

- ・ 意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を十分に参酌して議決

独占禁止法審査手続についての懇談会報告書(概要)

資料5

1. 立入検査に関連する論点

- ア 立入検査において、事業者は弁護士を立ち合わせることができる。ただし、弁護士の立会いを事業者の権利として認めるものではなく、事業者は弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできないとすることが適当との結論に至った。
- イ 立入検査当日における提出物件の謄写については、これを事業者の権利として認めることは適当ではなく、運用上、日々の営業活動に用いる必要があると認められる物件について、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲での謄写が認められることが適当との結論に至った。また、立入検査の翌日以降の提出物件（留置物）の謄写については、円滑な謄写を図るため、スキャナー等の電子機器の利用が可能であることを明らかにするとともに、公正取引委員会において提出物件謄写用のコピー機（有料）の導入を検討することが望ましいとの結論に至った。
- ウ 立入検査に関し、公正取引委員会は、次の点につきマニュアル又はガイドライン（以下「指針等」という。）に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、事業者に対して明確にする必要がある事項については、例えば、立入検査着手時などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、事業者に伝えることが適当であるとの結論に至った。
- ・ 立入検査の法的根拠及び性質
 - ・ 事業者が立入検査に弁護士を立ち合わせることができる旨
 - ・ 事業者は、弁護士が到着しないことを理由に立入検査を拒むことはできない旨
 - ・ 立入検査当日に、提出物件のうち日々の営業活動に用いる必要があると認められるものについて、立入検査の円滑な実施に支障がない範囲で謄写が認められる旨
 - ・ 立入検査の翌日以降は公正取引委員会の事務所において提出物件（留置物）の謄写が認められる旨

2. 弁護士・依頼者間秘匿特権

- ア 秘匿特権について一定の意義があることについては少なくない委員の間で理解が得られたものの、その根拠及び適用範囲が明確でなく、また、その実現に当たって実態解明機能を阻害するおそれがあるとの懸念を払拭するには至らなかったことから、現段階で秘匿特権を導入することは適当ではないとの結論に至った。
- イ 秘匿特権を全面的に否定するものではなく、十分検討に値する制度であることから、今後の検討課題として、調査権限の強化の問題と並行して、本懇談会で示された懸念や疑問点を解決できるよう、一層議論が深められることが望まれる。

3. 供述聴取に関連する論点

- ア 現状の仕組みの下で供述聴取時の弁護士の立会い及び供述聴取過程の録音・録画を認めるべきとの結論には至らなかった。
ただし、これらを認めるべきとの意見もあり、実態解明の実効性を損なわない措置を検討する中で、今後、その必要性を含め導入の可否を検討していくことが適当であるとの結論に至った。
- イ 調書作成時における供述人への調書の写しの交付、供述聴取時における供述人によるメモの録取及び自己負罪拒否特権については、これを認めるべきとの結論には至らなかった。
- ウ 公正取引委員会は、次の点につき指針等に明記して公表し、広く情報が共有されるようにするとともに、供述人に対して明確にする必要がある事項については、例えば、供述聴取を実施する前などの適切な場面において、書面による方法も活用しつつ、供述人に伝えることが適当との結論に至った。
- ・ 供述聴取が任意のものであるか間接強制権限による審尋であるかを供述人に対して明確にする。
 - ・ 聴取時間の目安を示す。

- ・供述聴取に支障が生じない範囲で、食事時間等の休憩は供述人が弁護士に相談できる時間となるよう配慮しつつ適切に確保する。休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることや記憶に基づいてメモを取ることが妨げられないことを供述人に対して明確にする。
- ・調書の読み聞かせの段階で誤りがないかどうかを問い、供述人が増減変更の申立てをしたときは、審査担当官がその供述を調書に記載することを供述人に対して明確にする。
- ・供述聴取時において供述人が審査担当官の対応に不満がある場合に苦情を受け付ける仕組みを公正取引委員会内部に整備する。その際、当該仕組みの第三者性・中立性に配慮する。また、苦情の申立理由及びその処理結果について、類型化された形での公表を行う。

4. 行政調査手続全般

公正取引委員会が独占禁止法違反被疑事件について調査を行う際の標準的な行政調査手続についての指針等を策定し、公表する。
また、一定期間が経過した後にはフォローアップを実施し、その結果についても公表する。

5. 今後の検討に向けて

- ア 今後、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば、裁量型課徴金制度を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。
- イ EUの和解手続・確約手続のような仕組みの導入についても検討を進めていくことが適当である。